

(様式3)

会議の開催結果について

1 会議名	河内長野市障がい者施策推進協議会
2 開催日時	平成29年11月20日(月) 午後1時30分から午後2時30分
3 開催場所	河内長野市役所 301会議室
4 会議の概要	1. 第3次障がい者長期計画等について 2. その他
5 公開・非公開の別 (理由)	公開
6 傍聴人数	0人
7 問い合わせ先	(担当課名) 保健福祉部 障がい福祉課 (内線 187)
8 その他	

*同一の会議が1週間以内に複数回開催された場合は、まとめて記入できるものとする。

障がい者施策推進協議会第2回議事録

日時：平成29年11月20日（月）PM1：30～2：30

場所：301会議室

出席者：浦山 宣之、中林 才治、尾上 伸枝、山本 幸子、吉村 禎二、千田 利勝
黒田 隆之、村田 憲司、竹川 康文、富田 芳男、杉浦 淑子、大谷 多美子
上田 浩史、村上 雅弘、塔本 正弘、西尾 知房

欠席者：大家 角義

案件

1. 第3次障がい者長期計画等について

河内長野市第3次障がい者長期計画、第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画について、

1. 背景・目的
2. 計画概要（策定方針案）
3. 今後のスケジュール

について、事務局より資料1を基に説明する。

2. 質疑応答

別紙記載

河内長野市障がい者施策推進協議会次第

日 時：平成29年11月20日（月）午後1時30分から

場 所：河内長野市役所3階 301会議室

案 件

1. 第3次障がい者長期計画等について 資料1

2. その他

河内長野市第3次障がい者長期計画、第5期障がい福祉計画 及び第1期障がい児福祉計画について

1. 背景・目的

障害者基本法の改正をはじめ国内法の整備を経て、障害者権利条約は平成26年2月に効力が生じたもので、その主な考え方は下記のとおりとなります。

- ①障がいは心身の機能の障がいのみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生じるものである。
- ②障がいに基づく差別の禁止や合理的配慮の提供の確保のための措置を講ずることが必要である。

これらのことから、障がいの有無にかかわらず、個人として尊重されるという理念により、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共生する社会の実現をめざして障がい者施策は講じられる必要があるとされているところです。

また、障がい者を社会のあらゆる活動に参加する主体としてとらえ、その自己実現の支援と社会的障壁の除去のために、そして自立と社会参加の支援等のための施策を総合的・計画的に実施するために、市においては「障がい者計画」及び「障がい福祉計画」の策定が義務付けられているところです。

本市では、これらの計画を策定し地域で「共に生きる社会」の実現をめざして障がい者施策を展開してきましたが、今回「河内長野市第2次障がい者長期計画」及びその実施計画である「河内長野市第4期障がい福祉計画」の計画期間が平成29年度に終了することにあわせ、現計画を承継・発展させるものとして、新たな計画を策定するものです。

なお、児童福祉法の改正に伴い、障がい児福祉計画の策定が義務づけられたため、障がい福祉計画と一体的に策定するものです。

2. 計画の概要

別紙「河内長野市第3次障がい者長期計画、第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画の策定方針について（案）」のとおり

3. 今後のスケジュール

関係各課及び関係団体との調整、審議などを経て、計画（案）を策定

平成30年1月 本協議会での報告

平成30年2月 パブリックコメント

平成30年3月 大阪府の法定協議を経て、策定

河内長野市第3次障がい者長期計画、第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画の策定方針について（案）

I 基本的事項

- (1)目的 障がい者が自立した地域生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者施策の総合的かつ計画的な推進を図ること
- (2)計画期間 ①障がい者長期計画：平成30年度から平成39年度まで（社会情勢の変革、法令・制度の改正等により、必要があれば見直す） ②障がい福祉計画・障がい児福祉計画：平成30年度から平成32年度まで
- (3)位置付け 「河内長野市第5次総合計画」を上位計画とし、保健福祉分野をはじめとする各分野の関連計画との調和を図りながら策定

II 本市の状況

(1)障がい者の現状

少子高齢化が進み、人口は減少傾向にあるものの、意識の変化などに伴い、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者数は増加傾向にある。なお、身体障害者手帳の所持者数については、高齢化の進行などに伴い、ゆるやかな減少傾向にある。

(2)アンケート調査の結果

平成28年12月から平成29年2月にかけて、障がい者手帳所持者1,000名を対象に実施。主な結果は以下のとおり。

- ・介護者の高齢化が進行している
- ・療育・教育などの相談体制の充実を希望している
- ・障がいを理由とする差別を受けた体験が多い
- ・配慮を求めながらも就労意欲が高い状況がある
- ・災害時など緊急時の不安意識が高い人が多い
- ・将来、自宅で家族との同居希望が多い など

(3)障がい者団体へのヒアリング結果

平成29年2月に障がい者団体（身体障害者福祉会、心身障害児・者父母の会、精神障害者家族会）とのヒアリングを実施。

主な内容は以下のとおり。

- ・会員、障がい者の高齢化が進行している
- ・発達障がい児へのきめ細かい対応の充実を希望している
- ・就労の場の確保を希望している
- ・障がい理解の取組みの充実を希望している
- ・グループホーム等の住まいが不足している
- ・専門性の高い相談支援体制の充実を希望している など

(4)課題の整理

高齢化が進んでいるなか、自立した生活を送るため、適切な支援の充実や地域における支援体制の構築などが求められており、

- ①障がい者理解促進や差別解消 ②地域や社会での安心した環境づくり などの課題があるところ。

具体的には、

- ①基幹相談支援センターを中心とした身近な地域における相談体制の充実
- ②障がい及び障がい者理解のための交流活動や啓発活動の推進
- ③発達障がい児などに対するライフステージに応じた継続性のある支援体制の構築 などを課題として整理を行う。

III 障がい者長期計画

(1)基本事項

障がい者が自立した地域生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定するもので、①地域社会における共生、②権利の主体としての障がい者の尊厳保持、③差別の解消に向けた社会的障壁の除去・改善、④自立・社会参加のための総合的・分野横断的な支援が求められているところである。

(2)基本的な考え方

第2次障害者長期計画の考え方や基本方針（①共に生きる社会 ②障がいのある人の権利擁護 ③自立と社会参加）を踏襲し、「自立と共生の社会を実現、障がい者が地域で暮らせる社会に」を目標としていく。

(3)施策展開

基本理念や目標の達成をめざし、施策展開（まちづくり）の方向性を

- ①互いに理解し支えあうまち
- ②安心して生活できるまち
- ③自分らしく学び、活動できるまち

とし、それぞれに関連する施策を集約していくもので、個別施策の内容については担当課と協議を行う。

IV 障がい福祉計画及び障がい児福祉計画

(1)基本事項

障がい福祉サービスや障がい児通所支援等の提供体制の確保やその他事業の円滑な実施に関する計画であり、障がい者長期計画の実施計画的な位置づけを持ち、基本的な考え方などは障がい者長期計画と共有するものである。また、国の基本指針に即して策定するものであり、取組みに格差が生じないようにするとともに、市町村と大阪府の間で調和を設けるために「大阪府の基本的な考え方」が設けられているところである。

なお、平成32年度を目標年度として、障がい福祉サービスや障がい児通所支援等の提供体制の確保に係る目標（成果目標）を設定するとともに、成果目標を達成するため、平成30年度から平成32年度までの各年度における障がい福祉サービス等の種類ごとの必要な量（活動指標）を設定し、その見込量の確保のための方策を明らかにする。

(2)今後における方向性の主な内容

①地域における生活の維持及び継続の推進

地域生活の維持・継続の推進を図るため、地域生活支援拠点等や基幹相談支援センターの機能充実

②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

地域における一員として生活できるよう、精神障がい者に対応した関係者による協議の場の設置

③就労定着に向けた支援

就業時における生活面の課題に対応し就労定着できるよう、事業所・家族との連絡調整などの支援推進

④障がい児のサービス体制の計画的な構築

障がい児福祉計画の作成に伴う地域支援体制の構築など

⑤「地域共生社会」の実現に向けた取組み

地域団体等への活動支援等を通じ、地域住民が主体的に地域づくりに取組むための仕組みづくりなど

(3)今後、達成すべき基本的な目標（成果目標）

①施設入所者の地域生活への移行

②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

③地域生活支援拠点等の整備

④福祉施設から一般就労への移行等

⑤障がい児支援の提供体制の整備等

(4)サービス等に係る見込量の算出

成果目標については、これまでの実績をふまえ、大阪府の考え方を参考にしながら数値を定める。

障がい福祉サービス等の見込量の算出については、各サービスの月間の実利用見込者数に1人当たりの月平均利用量を乗じた数量をサービス見込量として積算することを基本とし、他市町村のサービス水準、二一ス等を踏まえながら、現在のサービス利用者に加えて、今後新たに見込まれる利用予定者を見込んで算出する。

Q：障がい者の高齢化が進んでいるなか、親も高齢で面倒が見きれない状況がある。高齢化を見据えて考えた方がよいのでは

- ・平成30年度から障がいサービスを一定期間利用していた人で、所得が多くない人が介護保険に移行した場合に1割の個人負担額を障がい福祉制度で補填する制度が始まる予定で、介護サービスを利用しやすい状況となる。
- ・なお、次期計画の策定に関しては、介護保険事業計画などと連携するようになっており、本市においても、障がい者の高齢化を踏まえ、介護保険事業計画と適切な連携に努め、計画を策定していきたいと考えている。

Q：高齢の親が病気の時や死んだあとに残された障がい者の行き先をどうするのか

- ・在宅が困難な場合は、施設へ入所などとなるが、住み慣れた地域で生活することが現在の考え方であり、障がい者を適切に支援することで、引き続き地域で生活を送ることを基本としている。なお、サービス利用者は相談支援専門員が関わっているところであり、緊急時に備えて、今後の生活などについて、事前に相談しておいて欲しいと思っている。
- ・また、相談支援専門員に対しては、委託の相談支援事業所や基幹相談支援センターが情報提供や支援に係るアドバイスなどを行うもので、市全体での支援体制となっている。なお、地域生活支援拠点等のコーディネーターについては、広域的な情報提供など必要に応じて関わるものであり、全体で連携しながら必要な支援を行うものである。

Q：相談支援専門員がいないと以前聞いたことがあるが、現在の状況は

- ・障がいサービスを利用するためには、相談支援専門員（介護保険におけるケアマネのような存在）が作成したサービス利用計画が必要であるという制度が始まった3～4年前においては、確かに不足している状態であった。そのため大阪府が養成研修を実施し、養成・確保に努めたため、以前のような状態は解消されている。
なお、現在、本市では99%の計画達成率となっている。
- ・また、関係団体などが集まって組織されている自立支援協議会において、相談支援連絡会もできており、必要な情報共有と連携づくりなどをめざしているところである。

医療など他の職種との連携も含め、適切な支援をお願いしたい

Q：住み慣れた地域で生活することはわかるが、地域に生活拠点となる所がない状況である。知的障がいのグループホームは、親の会や金剛コロニーの支援により多く存在しているが、身体障がいや精神障がいについては、グループホームがない状況である。身体障がいは、自宅で生活するケースが多いが、精神障がいに対しては、地域の忌避意識があり、グループホームができていく状況である。

また、同居したいが関係性が悪く、親子で住めない家族もあり、どこで終末を迎えるか、命の最後をどのように見守るか、など親子の問題や地域におけるコミュニティーの問題など多くの課題があるが、グループホームの整備が進むよう、願っている。

- ・精神障がい者の場合は、自立度が高く、必要な支援を受け、自宅で生活することを望んでいる人も多く、グループホームができない要因になっている場合もある。グループホームが少ない現状ではあるが、さまざまな支援の形があり、障がい者にとって必要な支援を適切に提供できるよう、関係機関などとの連携に努めていきたい。

グループホームについては、行政とタックを組む必要があり、よろしくお願ひしたい

Q：自立支援協議会で、協議をしていけばよいと思うので、よろしくお願ひしたい

- ・自立支援協議会は、さまざまな支援機関が集まったものであるため、必要に応じて協議を行い、適切な支援につなげていきたい。

自立支援協議会で本人や家族を参加させて欲しい

- ・自立支援協議会の全体会議メンバーに障がい者団体が入っているので、本人や家族に意見をきく体制になっている。なお、関わっている相談支援専門員や事業所に対して、意見を言うなど種々の機会をとらえてもらってもいいので、さまざまな場で意見を言って欲しいと考えている。

Q：住宅のセーフティネットワークで、バリアフリーの住宅への入居もある

- ・住宅セーフティネットワークの取り組みにより、民間の住宅のうち障がい者が入居しやすい住宅の情報が得やすいところである。また、府営住宅などの公営住宅においても、グループホームの受け入れを進めている状況があり、グループホームの整備に向けた取り組みが進められている。今後においても、情報の提供や必要な支援に努めていきたい。

入居後においてもたいへんと思うので、引き続いてサポート体制をお願ひしたい

Q：いきなりグループホームに入居することは難しい障がい者もいる。入居するまでに何らかの支援はないのか

- ・本市、富田林市、大阪狭山市の3市で、グループホーム体験利用事業を行っていたところである。しかしながら、ショートステイの利用者が多く、本来の目的に戻すため、事業の見直しを行ったところである。
- ・グループホーム体験利用については、グループホームの利用に向けた問題点などを把握し、

問題点の解決に向けた取り組みを進めることで、グループホームへの移行をめざしているものである。普段、家族がすべての世話をしている場合、実際ひとりで生活するときに、何ができて、何ができないかを知ることが重要であり、それを知ることによって、今後の取り組みを進め、グループホームへの入居につなげるものである。

Q：65歳になれば介護になるし、親子で便利にサービスが使えるような、そういう環境になるよう、よろしく願いたい。(刃物を使わなくても調理できるものがあるよう)

- ・これまでは、高齢者は介護サービス、障がい者は障がいサービス、母子や子どもはそのサービスというように、それぞれが別々の体制で関わっていたところであるが、国においては、地域共生社会という考え方ができてきており、地域において、家族単位で、包括的に支援する方向に進みかけているところである。このように今後については、連携を進めていくことが重要と思っている。

グループホームが不足している状況があるが、一方アンケートでは、自宅で住みたいという希望が多いということであり、相反するところが現実である。行政においては、長い展望を持って支援を行って欲しいと考えている。

手帳制度の歴史的な経過や地域の理解不足から、身体障がいや精神障がいのグループホームが少ない状況があると思うが、今後の方向性などを福祉計画に書けばよいと思う。

65歳以上であっても働ける場があることを望んでいる

精神障がい者は、経済的に困窮している人が多い状況がある

ケースバイケースによるが、3障がい者が連携し、一体的な形で支援ができるよう、自立支援協議会で協議を行って欲しい